

1 あじさいくるりんバスの運行中止の経過について

平成29年3月31日（金）の午後、株式会社かね一自動車の天野社長より、一般乗合旅客運行管理者（路線バスなど）の資格を持った社員が本日で退職してしまうためにあじさいくるりんバスの運行ができなくなるかもしれない、という連絡を受ける。すぐに愛知運輸支局に連絡を取り、指導を受けるも解決策はないため、4月1日（土）、4月4日（火）の運行中止を決定。

平成29年4月1日（土）7時30分より、交通防犯課職員、株式会社かね一自動車社員、天野総代、岩瀬総代、壁谷氏で手分けしてバス停に中止文書を貼り付け。また、行政無線放送の実施、安心ひろめーるの配信、ホームページにて運行中止の掲載を行う。

平成29年4月4日（火）に、株式会社かね一自動車天野社長が運行管理者試験に合格したため、愛知運輸支局に連絡し、早期の運行について依頼。

平成29年4月6日（木）から運行再開。

2 あじさいくるりんバス運行中止に伴う事務処理について

○株式会社かね一自動車に対して

- ・平成29年度委託料について、50,249円（2日分）の減額変更契約。
- ・2日間の運賃相当額5,000円の請求。
- ・支線バス車両広告掲載料還付額相当額12,200円の請求。

○広告掲載主に対して

- ・支線バス車両広告掲載要綱第19条及び支線バス車両広告掲載契約書第13条により広告掲載料の還付。（6業者：12,200円）

3 株式会社かね一自動車への要望について

「道路運送法」、「貨物自動車運送事業法」に基づき、運行管理者選任者数は1人以上となっているが、不測の事態を想定し、もう1人資格を取得するように指導。